

○福岡県田川地区消防組合職員定数条例

〔昭和45年4月1日〕
〔条例第3号〕

改正	昭和46年3月10日条例第2号	昭和55年12月1日条例第3号
	平成元年12月22日条例第7号	平成4年7月31日条例第5号
	平成18年12月26日条例第6号	平成19年2月9日条例第1号
	平成19年3月27日条例第6号	平成28年3月30日条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第11条第2項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条第3項の規定に基づき、福岡県田川地区消防組合の職員（臨時又は非常勤職員を除く。以下同じ。）の定数を定めることを目的とする。

(定数)

第2条 職員の定数は、155人とする。

(定数外の職員)

第3条 福岡県田川地区消防組合の職員のうち、職員となった日から1年を経過しない職員（当該職員となった日において、消防学校の教育訓練の基準に規定する初任教育を修了している消防吏員を除く。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年条例第2号）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年条例第7号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成4年条例第5号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年条例第1号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第6号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第6号）

(施行期日)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。